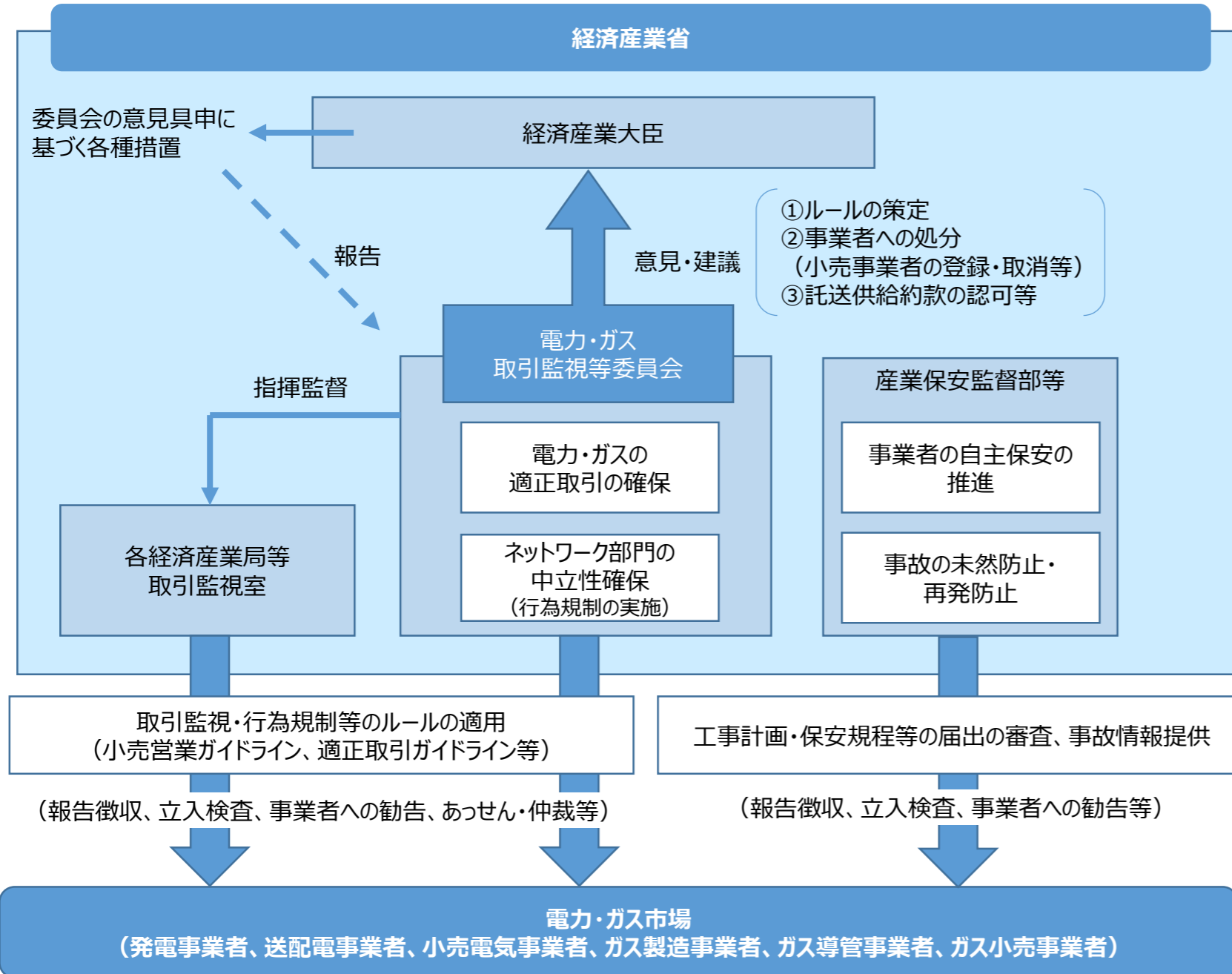


- 電気事業・ガス事業に対しては、規制緩和の流れの中にあっても、国が積極的かつ継続的に監督・監査を実施
- 民営・公営を問わず、「需要家利益の確保」、「適正取引の確保」、「保安の確保」が適切に図られるための体制を構築



ポイント

【小売事業】

・登録制による事業者規制

- 事前規制：経営体制、経営資源、供給能力確認
- 事後規制：料金等業務状況報告徴収（定期）
立入検査、業務改善命令、登録取消

・小売営業ガイドライン策定

- 需要家利益保護のため指針策定・周知
- 随時、監視

【導管・送配電事業】

・業務監査

- ⇒業務・経理状況等の監査（毎年度）

【保安】

・立入検査

- 主要設備の工事計画審査
- 保安規程等遵守状況の立入検査（定期）